

2011年3月24日

厚生労働大臣 細川 律夫 様

きょうされん
理事長 西村 直

東北関東大震災における 被災障害者並びに被災作業所・事業所等への支援に対する緊急要望書

今般の未曾有の大震災のもとで、日増しに被害の実相が拡大しています。被災した作業所や施設・事業所における被害状況の把握や、一日も早い復旧への支援、利用者及び家族の緊急支援やケア等を、行政並びに民間の力を結集して行っていくことが、いま緊急に求められています。

こうしたもとで、被災した作業所・施設等が直面している課題について、対策を講じて事態を改善していくことが極めて重要です。

そこで、緊急に対策を講じていただきたく、以下、要望いたします。

記

1. 被災により作業所・事業所等が直面している問題点が改善されるよう緊急支援策を講じてください
 - 1) 震災によりやむなく閉鎖をしている作業所・事業所の公費収入（訓練等給付費と介護給付費の代理受領）の大幅減額の事態について、時限的に日額制度を月額制度に変更して対処を
 - 2) 地域活動支援センターや小規模作業所等についても同等の緊急策が講じられるよう国が地方自治体と連携した対応を
 - 3) 小規模作業所や地域活動支援センターを含む施設・事業所の再開・復旧に向けた整備のための緊急財政支援
 - 4) 利用者支援や食料調達、医療機関への搬送等を効果的に実行するためにガソリン給油等をスムーズに行えるような対策について自治体に要請を
2. 他の市町村や都道府県での緊急受入れ先（通所・入所）の整備を至急はかってください
 - 1) 受入れ可能な事業所・施設等の確保と速やかな情報開示、移動手段の保障
 - 2) 受入れのための市町村窓口での申請手続きの簡略化
 - 3) 通常の生活に要する生活用品の提供
3. 被災障害者への緊急支援策を講じてください
 - 1) 障害者年金等の窓口給付の簡略化
 - 2) 給与保障
 - ・ 企業等に就労している場合、障害への環境整備を含む再開や復旧までの失業給付
 - ・ 自営の場合も企業等就労者と同様に失業給付の対象に

以上

<問い合わせ先>

きょうされん

担当：事務局長 多田 薫

Tel 03-5385-2223

E-mail zenkoku@kyosaren.or.jp